

第7次水俣市総合計画 策定方針

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成31（2019）年度から第6次総合計画に基づき「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣」の実現に向け、様々な施策・事業を実施している中、令和8（2026）年度でその計画期間が終了する。

これまでの取組を総括し、現状分析をした上で、将来を見据えた新たなまちづくりの方向性を示すため、第7次総合計画を策定することとする。

2 計画の位置づけ

総合計画については、地方自治法によって基本部分である「基本構想」について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていたが、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは、市独自の判断に委ねられることになった。しかし、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を市民と共有するために必要な計画であると考え、本市においては、法的策定義務の有無に関わらず引き続き策定することとする。

なお、本市では水俣市議会基本条例の中で、「基本構想」及び「基本計画」を議会の議決を経て策定することが規定されている。

（参考）水俣市議会基本条例

（議会の議決事件）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事件は、議会が、市政における重要な政策の決定に参画する観点から、水俣市総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関することとする。

3 計画の構成と期間

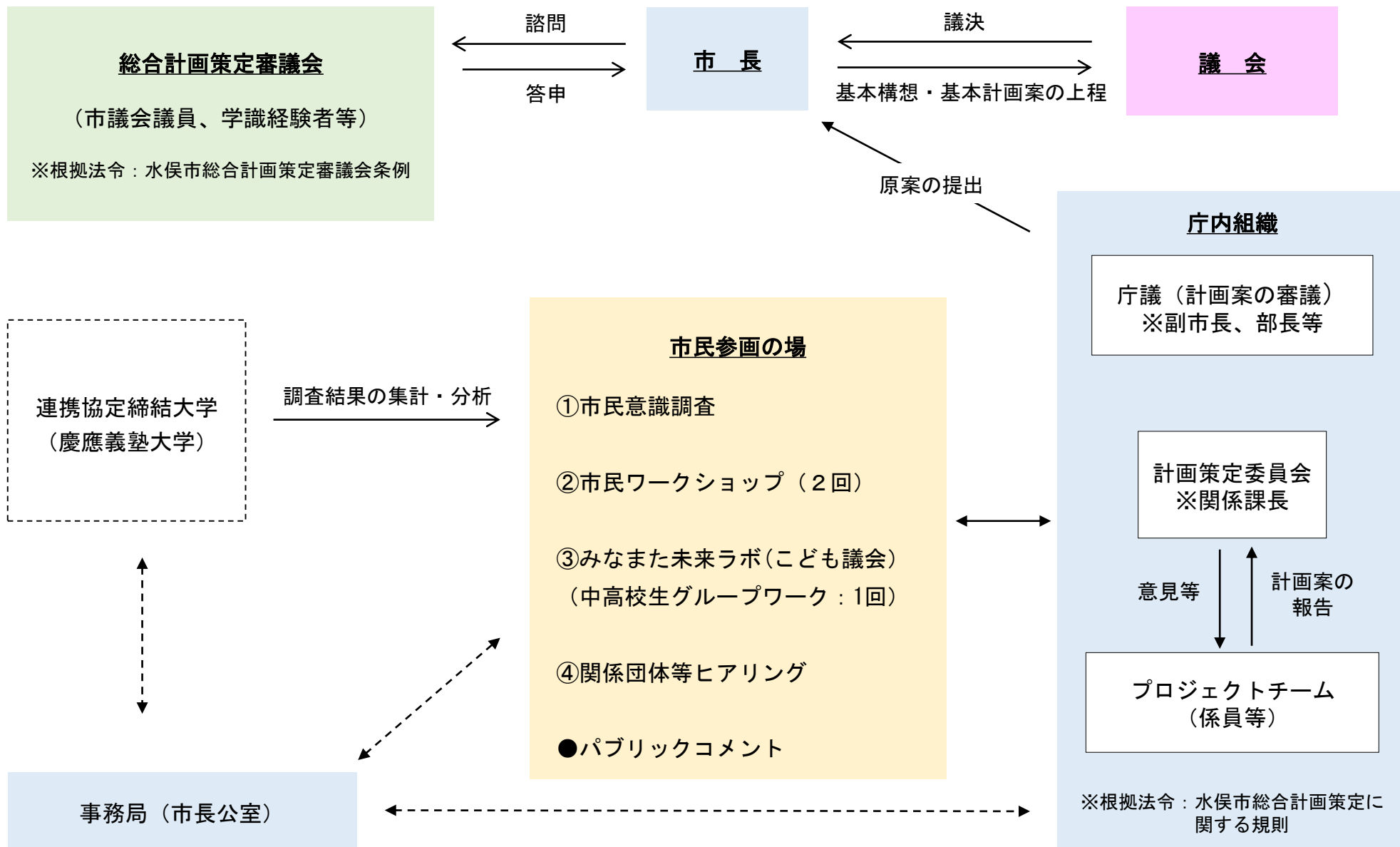
- （1）基本構想：8年間（令和9（2027）年度～令和16（2034）年度）
- （2）基本計画：第1期基本計画、第2期基本計画それぞれ4年間
- （3）実施計画：3年間、毎年度ローリング作業により見直し

4 第7次総合計画策定のプロセス

策定過程の中で「市民意識調査」「ワークショップ」「関係者ヒアリング」「パブリック・コメント」を実施し、市民参画の機会を設けることとする。

5 策定組織

別紙組織図のとおり。



第6次水俣市総合計画第2期基本計画策定スケジュール

		2022年									2023年	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
庁内体制	●庁議		▲ 5月9日		▲	← 随時報告 →						
	●計画策定委員会		▲ 課長会議（5月19日） 立ち上げ（5月31日）		▲	← 随時開催（意見聴取） →						
	●プロジェクトチーム （各部会で作業）		← 前期計画の評価（課長・部長） →		▲ 立ち上げ	← 施策体系・素案の作成 （アンケート・市政報告会） →						
市民参画	●策定審議会	▲ 委員構成検討	▲ 委員推薦依頼	▲ 委員確定	▲ 第1回 （7/1）		▲ 第2回 （9月下旬）		▲ 第3回 （11月下旬）		▲ 第4回 （1月下旬）	▲ 答申 （1月下旬）
	●市民アンケート調査		▲ 発送・集計		▲ 分析委託							
	●パブリック・コメント								▲ 11月中旬～12月上旬			
市議会										▲ 報告		▲ 議案説明

< 策定審議会実施(案) >

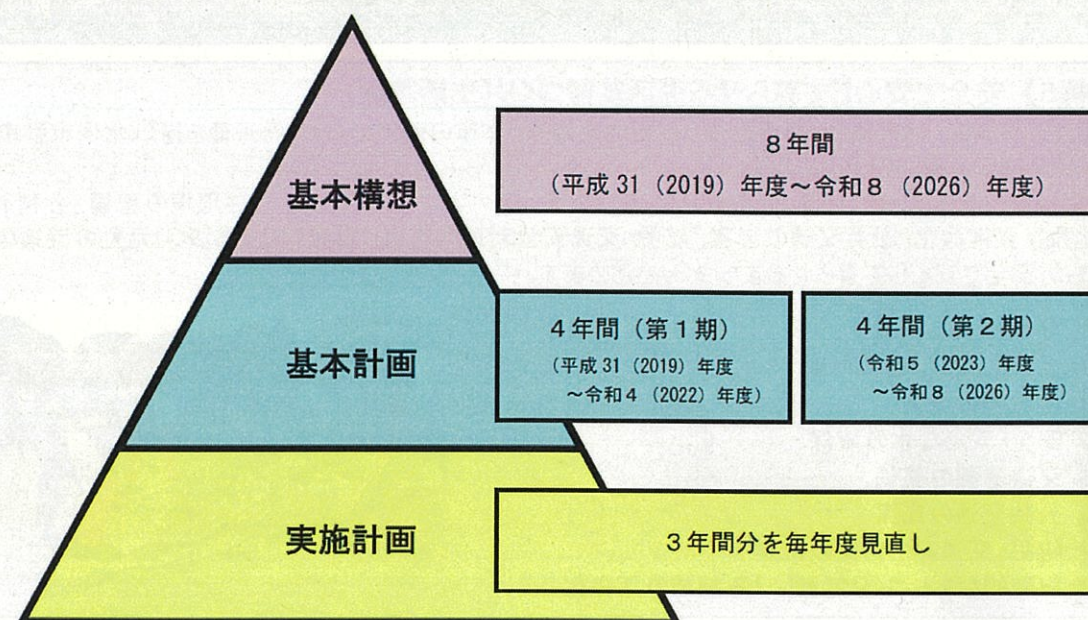
- 第1回(委嘱状交付・策定方針説明等)
- 第2回(前期計画の評価・アンケート調査結果報告)
- 第3回(第2期基本計画素案)
- 第4回(第2期基本計画案)

【総合計画とは】

本市の目指すべき将来の姿を描き、これを市民と行政が共有し、その実現に向けて協働で取り組んでいくため、まちづくりの目標や基本的な方策を明らかにしたもので、本市における全ての施策の基本となるものです。

【計画の構成と期間】

第6次水俣市総合計画は、長期的な方針を示す「基本構想」、中期的な計画となる「基本計画」、短期的かつ具体的な事業計画となる「実施計画」の三層で構成されています。



① 基本構想 (基本目標)

本市のまちづくりの基本理念と将来像を示し、その達成に向けて必要な施策を定めた行政運営の指針となるものです。 期間：平成31(2019)年度～令和8(2026)年度(8年間)

② 基本計画 (施策)

基本構想に示された将来像を具体化するために取り組む基本的施策を、総合的・体系的に示したものです。

期間：第1期 平成31(2019)年度～令和4(2022)年度(4年間)

第2期 令和5(2023)年度～令和8(2026)年度(4年間)

③ 実施計画 (事務事業)

基本計画に定められた施策を効果的に推進するため、具体的な施策・事業の年次計画を定めるもので、社会情勢の変化や財政状況等を踏まえて、毎年度ローリング方式で見直しを行います。(3年間)

水俣市総務企画部市長公室

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1-1-1

電話：0966-61-1657

FAX：0966-62-3074

Email：seisaku@city.minamata.lg.jp

水俣市ホームページURL：<https://www.city.minamata.lg.jp/kiji003113/index.html>



第6次水俣市総合計画

第2期基本計画

(2023年度～2026年度)

概要版



みんなが幸せを感じ

笑顔あふれる元気なまち 水俣

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS
水俣市は、
SDGs 未来都市です

第6次水俣市総合計画基本構想で掲げている、本市のまちづくりにおける「基本理念」や「目指す将来像」については、第2期基本計画においても継承することとします。

【目指す将来像】 **みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる元気なまち 水俣**

【施策の大綱】 第2期基本計画を策定するに当たり、新たな行政需要・課題に対応するため、各施策についても見直しを行いました（見直しを行ったものは「*」で表記）。

【基本目標1】 地域に根差した強い経済基盤づくり(経済・産業)

長く地域を支えてきた地場企業との連携強化に努め、事業拡大や新事業展開等への支援を行い、活力ある地場企業づくりを推進するとともに、新たな課題にチャレンジする人や企業を応援し、創業しやすい環境づくりに努めます。

また、農林水産業の振興のために、担い手の確保・育成を支援するとともに、安全・安心な地元農林水産物のブランド化や6次産業化*、加工品開発等を通じた高付加価値化を推進します。

さらに、豊かな自然や温泉など、地域にある多彩な観光資源を磨き上げ、多くの人々を呼び込むことで、にぎわいのあるまちを築いていきます。

- 施策1 経済の振興
- 施策2 観光の振興
- 施策3 農林水産業の振興
- 施策4 経済成長へつなげる転入者の獲得(*)



【基本目標2】 豊かな心で未来に挑戦する人づくり(教育・文化)

「水俣の子ども」が持っている可能性を最大限に発揮し、楽しく学ぶことができる教育環境の充実に努めるとともに、心身ともに健康で、生き生きと活動できるスポーツ環境を整備します。

また、地元唯一の高校である水俣高校を、関係機関とともに支援することで、その魅力を高めていきます。加えて、水俣環境アカデミアによる、持続可能な地域社会の担い手づくりを進めていきます。

さらに、市民の生涯学習の支援、優れた文化・芸術に触れる機会の創出、読書活動の推進などを通じ、豊かな心を育むほか、本市に暮らす人々が、互いに尊重しあえる共生社会の推進に努めます。

- 施策1 学校教育の充実
- 施策2 スポーツを通じた人材育成
- 施策3 地元唯一の水俣高校の支援
- 施策4 持続可能な地域社会を担う人材育成
- 施策5 生涯学習の推進
- 施策6 文化の振興
- 施策7 豊かな心を育む読書活動の推進
- 施策8 共生社会の推進

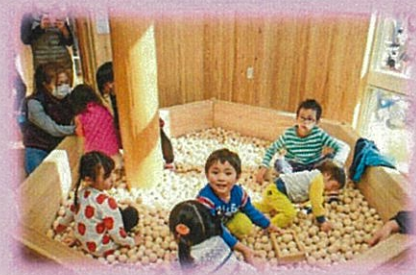


【基本目標3】 住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉)

安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境を整備するとともに、年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、関係機関とのネットワークを強化し、共に支えあう地域共生社会の実現を目指します。

また、ライフステージに応じた健康づくり施策を推進し、市民の健康を増進するとともに、総合医療センターを中心とした、地域医療の充実に努めます。

- 施策1 子ども・子育て支援の充実
- 施策2 健康づくりの推進
- 施策3 総合医療センターを中心とした地域医療の充実
- 施策4 高齢者福祉の充実
- 施策5 障がい者福祉の充実
- 施策6 生活困窮者等の自立支援
- 施策7 年金、医療保険制度の適正運営



【基本目標4】 次代へつなぐ環境づくり(環境)

水俣病の経験を教訓として、引き継ぎ、環境に配慮した様々な施策に取り組むとともに、循環型社会の形成、脱炭素社会の実現を目指します。

また、騒音や不法投棄問題など、生活環境をめぐる様々な問題に適切に対応していくとともに、市民主体の環境保全活動を支援し、自然を大切にするまちづくりを推進します。

- 施策1 水俣病問題への取組と「もやい直し」の推進
- 施策2 循環型社会の形成
- 施策3 脱炭素社会の実現(*)
- 施策4 生活環境の保全
- 施策5 協働による環境保全活動の推進



【基本目標5】 安全で安心して暮らせる生活基盤づくり(生活基盤)

土地利用、交通体系、都市機能・拠点形成、市街地整備等、本市の都市づくりの将来像を描く「水俣市都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

また、関係機関と連携した総合的な危機管理体制の整備、様々なニーズに対応した住環境の整備、各種インフラの耐震化及び長寿命化、公共交通の充実、防犯・交通安全対策の推進、自発的なまちづくり活動の支援などにより、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

- 施策1 都市基盤の整備
- 施策2 災害に強いまちの形成
- 施策3 住環境の整備
- 施策4 安全・安心な水の確保
- 施策5 交通基盤の整備
- 施策6 公共交通の充実
- 施策7 防犯・交通安全対策の推進
- 施策8 自発的なまちづくり活動による地域の活性化



【基本目標6】 持続可能な行財政基盤づくり(行政経営)

安定した行財政運営を行うため、歳入確保や歳出削減、行政課題に的確に対応した組織の構築や人材育成を行うことにより、持続可能な行財政基盤の構築を図ります。

また、適切な情報発信と広聴機会を確保するとともに、行政活動への市民参画を図ります。

- 施策1 効果的・効率的な行財政運営
- 施策2 質の高い行政サービスを提供する職員の育成
- 施策3 公共施設等の適切な管理運営
- 施策4 市民参画の推進



外貨を稼ぐ水俣

市外で稼ぎ、市内で消費

恵まれた交通インフラ
九州新幹線、高速道路
水俣に住みながら市外で所得獲得

活力生まれる水俣

スポーツを軸に多彩な資源の相乗効果

優れたスポーツ資源
エコパーク水俣
×
観光・旅行・ツーリズム

選ばれる水俣

地方からのデジタル社会への挑戦

豊かな自然
海・里山・川・温泉(湯の児、湯の鶴)
×
デジタル化した社会に
対応した水俣市

世界へつながる水俣

海外へ向けた戦略的アプローチ

国際的な知名度
地場企業の優れた技術
×
TSMCの県内進出をはじめ
めとした社会情勢

最重要プロジェクト

参 加 者 募 集 !

水俣市 市民ワークショップ

～これからのまちづくりについて話し合ってみませんか？～

水俣市では市の目指すべき姿と、その実現に向けた施策の方向性を定める基本となる「第7次水俣市総合計画」の策定を進めています。今回、計画を策定するにあたり、市民の皆様のニーズや意見等を把握し、計画に反映していくために、市民ワークショップを開催します。

日時

●第1回 7月6日（月） 19:00～21:00
テーマ 「こんな水俣にしたい」をみんなで語ろう（前編）」

●第2回 7月29日（水） 19:00～21:00
テーマ 「こんな水俣にしたい」をみんなで語ろう（後編）」

※内容等は調整により若干変更となる可能性があります。

場所 水俣市役所 2階会議室A・B

人数 30名程度

対象 水俣市内在住・在勤・在学者

その他

- ・2回通してのご参加をお願いいたします。
- ・参加に伴う報酬等の支払はありません。
- ・託児をご用意します。申込時にご回答ください。
（1歳以上未就学児対象）



SDGs 未来都市
みなまた

申込みはこちら→



募集期間

6月8日（月）～
（定員に達し次第終了）



問合せ

水俣市役所 市長公室
政策調整係
TEL：0966-61-1657（直通）